

平成19年12月3日

許可届出使用者

表示付認証機器届出使用者

販売業者

賃貸業者

廃棄事業者 御中

文部科学省科学技術・学術政策局

原子力安全課放射線規制室長 梶田 啓悟

### 緊急時における連絡方法の変更等について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。日頃から放射性同位元素等の管理にご尽力頂きありがとうございます。

平成15年9月1日付け15科原安第26号及び平成15年12月15日付け文書（文部科学省の庁舎移転に伴うお知らせ）により緊急時における連絡方法についてお知らせしておりますが、平成19年12月28日以降、夜間、休日の連絡方法を原則として電子メールとするとともに、メール送信が不可能な場合の緊急連絡システムの電話番号及び操作方法を変更いたしますので、お知らせいたします。

また、震度4以上の地震発生時に施設の点検結果を当室へご連絡いただく対象を、改正放射線障害防止法令に合わせ、特定許可使用者（放射性同位元素の使用により特定許可使用者となる者に限る）に変更しましたので、当該使用者におかれましては、適切に対応していただけますようお願いするとともに、同封のアンケート用紙に記入の上、当室までFAXにて返信をお願いします。

なお、文部科学省は平成20年1月、現在の丸の内庁舎から霞ヶ関庁舎へ移転しますので、併せてお知らせいたします。

（同封資料）

事故・トラブル等の緊急時における連絡方法

特定許可使用者の皆様へ（アンケートのお願い）

放射性同位元素等取扱施設における状況通報書（様式1）

文部科学省の庁舎移転に伴うお知らせ

アンケート用紙のホームページ掲載は割愛しました。

下線は、本通知の趣旨を明確にする等のため、平成20年3月14日加筆・修正した  
もの。

## 事故・トラブル等の緊急時における連絡方法

放射性同位元素の盗取又は所在不明、異常な漏えい、被ばく等異常事態が発生した場合には、直ちに以下に示す連絡先に必ず電話連絡を行うとともに、別紙様式によりFAXにて状況を通報して下さい。

事業所内（事業所境界内）で火災が発生した場合においても、以下の連絡先へ電話連絡及びFAXにより状況を通報して下さい。

地震が発生した場合には、上述の異常事態が生じた場合のみ、直ちに電話連絡及びFAXによる状況の通報が必要です。

震度**4以上**の**地震**が発生した地域に施設が所在する特定許可使用者（**放射性同位元素の使用により特定許可使用者となる者に限る。**）においては、**直ちに施設・設備の点検**を行い、特に問題がない場合には、メール（rijisin@mext.go.jp）にて**連絡して下さい**。

	火災	地震		その他
		震度4以上 (特定許可)	左記以外	
異常事態発生あり	電話とFAX	電話とFAX	電話とFAX	電話とFAX
異常事態なし	電話とFAX	メール	-	-

文部科学省科学技術・学術政策局 **原子力安全課放射線規制室**  
 電話：03-6734-3952または03-6734-4043  
 FAX：03-6734-4048

（事業所の所在地が**茨城県**の場合は、下記宛先にも参考連絡）

文部科学省 **水戸原子力事務所**  
 電話：029-224-3830  
 FAX：029-231-3789

【深夜及び休日、左記に電話をしてもつながらない場合の連絡先】

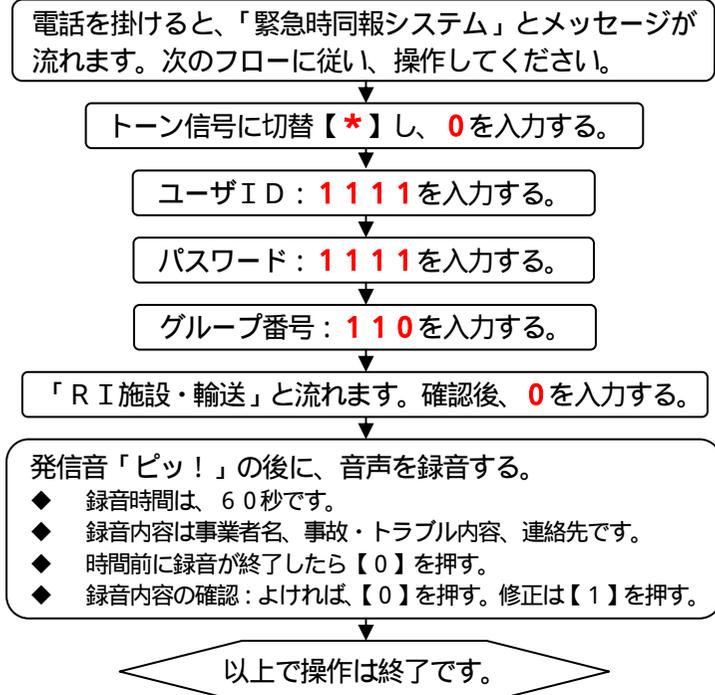
[rijisin@mext.go.jp](mailto:rijisin@mext.go.jp)のアドレスに次の事項を入力し送信してください。

件名：「**件名**（地震、火災、その他）」

本文：「**概要**（設備点検の結果、異常は無かった。）（火災が事業所内で火災が発生した。）（異常な被ばくが発生した。）、「**連絡先**（連絡が取れる方の氏名、電話番号、メールアドレス）」

メールの送信が**不可能**な状態にある場合には、以下のとおり。

文部科学省 緊急連絡システム  
 電話：03-5157-7040



**放射性同位元素等取扱施設における状況通報書(第 報)**

送付先： 文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室  
文部科学省水戸原子力事務所

1. 記入日時：平成 年 月 日( ) 時 分

2. 事業所名：

事業所区分： 許可使用 届出使用 販売 賃貸 廃棄  
所有線源等： 密封線源 ( )  
非密封線源 ( )  
放射線発生装置 ( )

3. 異常事象等発生(確認)日時：平成 年 月 日( ) 時 分

4. 具体的な場所の名称： \_\_\_\_\_

・区域区分： 管理区域 管理区域外 不明

・状況

施設・設備の異常故障	有	無	確認中
被ばく	有(推定線量 mSv)	無	確認中
汚染	有	無	確認中
放射性物質異常漏えい	有	無	確認中
人身事故	有	無	確認中
爆発の可能性	有	無	確認中
危険時の措置	危険なし	措置済み	未処置
その他( )			

5. 異常事象発生状況・概要

・状況概要(いつ・誰が・何を・どうした・なぜ)

6. 連絡済箇所： 県 市町村 警察 消防 その他( )

7. プレス発表の可能性： 有 無 検討中

8. 本件の問合せ先：

連絡責任者の氏名、所属 :

連絡責任者の電話番号 :

連絡責任者のFAX番号 :

連絡責任者のメールアドレス :

注) 発生場所がわかるようにできるだけ図面を添付する。

## 文部科学省の庁舎移転に伴うお知らせ

平成19年12月

貴事業所におかれましては、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づき、安全管理に努められていることと存じます。

文部科学省の庁舎改修完了に伴う移転に関しまして、以下のとおりご連絡いたします。

当室の新しい住所、電話番号及び緊急連絡先を貴事業所内の関係者に周知して頂くようお願い致します。

### 放射線規制室の移転に伴うお願いについて

平成20年1月4日より移転先にて事務を開始いたします。

なお、年末は12月25日より移転作業に入りますので、恐れ入りますが、申請・届出等を行われる場合は、12月21日までをお願い致します。(郵送の場合も同日必着でお願い致します。)

ご理解、ご協力のほどよろしくお願い致します。

(移転先)

住 所

〒100-8959

東京都千代田区霞ヶ関3-2-2 (霞が関コモンゲート東館15階)

文部科学省 科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室

電 話

代 表 : 03-5253-4111

使用の許可・届出等の申請関係につきましては、「審査等業務分担表(別紙)」を参考に代表から各担当者までお問い合わせ下さい。

F A X : 03-6734-4048

〔 事業所の所在地が茨城県にある場合は、これまで通り水戸原子力事務所に  
お願い致します。 〕

【地図】



【最寄駅】

路線	駅名	出口	所要時間(徒歩)
東京メトロ銀座線	虎ノ門駅	5番・6番 11番(地下道直結)	約 2分
東京メトロ千代田線	霞ヶ関駅	A13番	約 5分
東京メトロ日比谷線	霞ヶ関駅	A8番・A13番	約 6分
東京メトロ丸の内線	霞ヶ関駅	A4番	約 8分
東京メトロ有楽町線	桜田門駅	4番	約15分
都営地下鉄三田線	内幸町駅	A4番	約10分

## 移転時の事故・トラブルの連絡について (平成19年12月28日から平成20年1月3日まで)

平成19年12月28日(金)18:30以降、平成20年1月3日までの事故・トラブルの連絡は、同封しております「事故・トラブル等の緊急時における連絡方法」により以下のとおり行ってください。

(以下、「事故・トラブル等の緊急時における連絡方法」の抜粋)

### 【深夜及び休日、左記に電話をしてもつながらない場合の連絡先】

[rijsin@mext.go.jp](mailto:rijsin@mext.go.jp)のアドレスを  
ご確認ください。

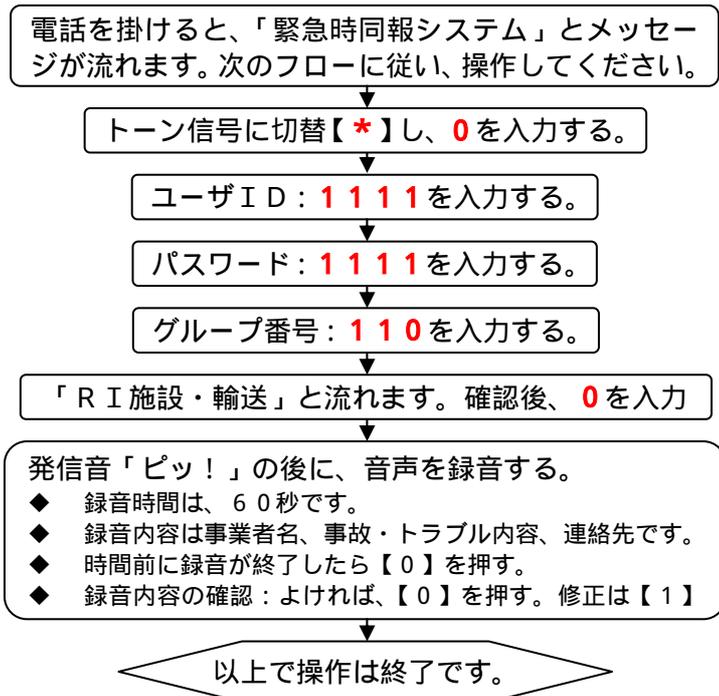
平成19年12月28日以降、平成20年1月3日までは、**メールサーバの移設のため使用できません。**

件名:「**件名**(地震、火災、その他)」

本文:「**概要**(設備点検の結果、異常は無かった。)(火災が事業所内で火災が発生した。)(異常な被ばくが発生した。)**連絡先**(連絡が取れる方の氏名、電話番号、メールアドレス)」

メールの送信が**不可能**な状態にある場合には、以下のとおり。

文部科学省 緊急連絡システム  
電話：03-5157-7040



# 審査等業務分担表

平成19年11月13日

担 当 業 種
核燃料加工、原子力(JAEA 及び Spring 8を含む。電気事業を除く)
独立行政法人(JAEA 及び 放医研を除く)
独立行政法人(放医研)、高エネ機構
公私立学校(附属病院を除く)
地方自治体(公立病院を含む)
電気事業(電力会社)
機械、精密機器、鉄鋼、金属
化学、ゴム製品
医療法人・個人病院(北海道、東北地方)
医療法人・個人病院(関東・甲信越地方)
医療法人・個人病院(中部、近畿、中国、四国、九州地方)
財団法人(Spring 8 及び 上下水道を除く)
国立大学法人・大学共同利用機関法人等(附属病院 及び 高エネ機構を除く)
国立大学法人・大学共同利用機関法人等(附属病院)
公私立学校(附属病院)
国の機関
社団法人(RI協会を含む。上下水道を除く)
輸送用機器、運輸業
輸送容器承認・設計承認
建設業
ガラス
環境計量、産業廃棄物処理業、検査サービス(非破壊を除く)
石油・石炭製品、鋳業
電気機器、ガス業
非破壊検査
紙・パルプ、印刷業
上下水道
繊維業
食料品製造業
製薬業、臨床検査
線滅菌
水産・農林業
卸売・小売業(販-、賃- を含む)
その他(上記業種に属さないもの)

(注) 関東・甲信越地方：東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、栃木県、群馬県、山梨県、長野県、新潟